

論説 (2)

○日本の姉妹に告ぐ (其二)

萬國婦人禁酒會書記 レビット

紳士常に云く女子若し高等の教育を受くる時は遂に女流に固  
 有せる美質を失に至らんと然れども事の實際は全く反對せり  
 かの大學校専門學校等に女子入學を許す所に於ては女にして  
 非常の名譽を博し又例外の賞賛を蒙るもの尠からざるなり人  
 また或は云く女子にしてもし久しく修學せば必らず其健康を  
 損すべしと然れども之もまた實際に相違せり大學々生のうち  
 身軀の健全あるは反て女子に多きの比例を見得るならん此頃  
 大學を卒業せんとする一女子妾に語りて云く女生徒が男子に  
 まだりてよく學び亦た男子よりも疾病の少きものや妾等が時  
 ど力どを儉約して男子の如く之を浪費せざるが故なり妾等日  
 々新鮮の空氣中によく運動して後ち室に入り適宜の時間勉學  
 し其後は寢室に退きてよく眠り朝とく起出るを常とせり如此  
 く定めて虚日なきが故に學ぶが亦健かあるを得るあり  
 ど而して此等の女生徒の酒類を決して口に味はざるもの  
 なり然らば此人々は煙草を喫するとありや曰く決してなし其  
 中の一人が卷煙草を解釋して卷煙草は煙草を卷き丸るめたる

ものかり其一端には火を懸し他の一端には愚を荷へりと云へるによりて知るべし妾は此評の甚だ可あるを熱心に主張すると共に敢て問ふべし日本貴婦人の唇は果してよく煙草を以てけがさるゝとなきを得るやと

女子もし完全の教育を受けて其心性を十分開發せしその爲し得べき職業あまたあるに至らん上は博學の教師ともあり下は其外の万事をも取扱ひ得べきとなり例へば亞米利加及び英國に於ける數百の女醫は皆好結果を得て凡そ子供及び女流の病床に臨むべき醫師は特に女子をよろしとすることを証明せり思に女醫がその治療を成るべく斯る仲間の人に限るは宜しきとあるべし、又亞米利加にて現今廿餘名の女子代言人爲て法庭に臨み法律上に要する諸種の事件を皆よく取扱へり但だ未だかつて判事となれるの女子なきものゝ女流が之を爲し得ざるに非ず法律の之を許さるが故のみ故にワイチミン、ワシントン二領地の如く女子を陪審官と爲すの所に於ては女流またよくその法學上の才力を實用し得るとあり現に其地の判事、官員及び數多の良民は皆な此等の女陪審官がよく其務を行て特に成功せるとを証すると云ふ又カリフホーニヤ州の一判事は裁判上に六ヶ數事件ある時ハ必ず其細君に議しての

ち之を斷ずるに細君はよく法律を暗らんじ又義理の在る所を見ると甚だ鋭敏なる由妾に語られたり而して此判事は該州の判事記録をたるものあり故に妾は亦た女子がよく判事とあり得べきとを信じて疑はざるもの也(未完)